

令和7年度 第1回

青梅市教育委員会定例会会議録

日 時	令和7年4月18日（金）午後3時00分
場 所	青梅市役所3階教育委員会会議室

第1回青梅市教育委員会（定例会）議事日程

会 期 令和7年4月18日（金）1日間
場 所 青梅市役所3階教育委員会会議室
日 程

- 1 教育長開会および開議宣言
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 教育長報告事項
- 4 協議事項
- 5 議案審議
議案第1号 青梅市立学校施設のあり方審議会委員の委嘱について
議案第2号 青梅市青少年委員の委嘱について
議案第3号 青梅市美術館運営委員会委員の委嘱について
議案第4号 青梅市教育委員会青色防犯パトロールカーの貸出に関する規則の一部を改正する規則について（追加）
- 6 教育長閉議および閉会宣言

教育長報告事項（再掲）

- 1 青梅市教育委員会事務委任規則第3条にもとづく専決処分の報告について（指導室）
- 2 令和6年度青梅市立小・中学校卒業式および令和7年度青梅市立小・中学校入学式の実施状況について（指導室・教育指導担当）
- 3 生涯学習フェスティバル～釜の淵新緑祭2025～における物品の販売行為等について（社会教育課）
- 4 青梅市立美術館空調等設備改修工事の進捗状況について（文化課）
- 5 第66回市民スポーツ大会および第78回東京都スポーツ大会の実施について（スポーツ推進課）
- 6 諸報告
 - (1) 事業等の実施予定について
生涯学習事業実施予定について（社会教育課・文化課）
 - (2) 事業等の実施結果について
 - ア 令和6年度後期青梅市教育委員会後援名義承認結果について（教育総務課）
 - イ 令和7年度第1回青梅市教育委員会附属機関の委員等に対する感謝状被贈呈者の決定について（教育総務課）
 - ウ 生涯学習事業実施結果について（社会教育課・文化課）

協議事項（再掲）

- 1 青梅市教育委員会事務点検評価有識者の委嘱について（教育総務課）

- 2 青梅市教育委員会青色防犯パトロールカーの貸出に関する規則の一部を改正する規則について（教育総務課）
- 3 令和7年度青梅市特別支援学級（知的固定）教科用図書採択要領について（指導室・教育指導担当）
- 4 令和8年度に使用する青梅市特別支援学級（知的固定）教科用図書の検討について（指導室・教育指導担当）
- 5 青梅市いじめの防止に関する条例の一部を改正する条例について（指導室・教育指導担当）

出席委員	教 育 長	橋 本 雅 幸
	教育委員会委員	百 合 陽 子
	教育委員会委員	杉 本 洋
	教育委員会委員	徳 長 邦 彦
	教育委員会委員	原 島 敦 子

出席説明員	学 校 教 育 部 長	谷 合 一 秀
	生 涯 学 習 部 長	森 田 利 寿
	教 育 総 務 課 長	榎 戸 智
	学 務 課 長	山 田 浩 之
	指 導 室 長	宇 野 賢 悟
	教育指導担当主幹	鈴 木 章 郎
	学校給食センター所長	師 岡 寛 也
	社 会 教 育 課 長	平 岡 正 海
	文 化 課 長	原 島 明
	スポーツ推進課長	中 村 栄 之
	文化複合施設等整備担当主幹	森 田 和 洋

書 記	教育総務課庶務係長	横 山 竜 太
	教育総務課庶務係	渡 邊 雅 哉

午後 3 時00分開会

日程第 1 教育長開会および開議宣言

【教育長（橋本）】 本日の定例会には、教育長および委員 4 名が出席しておりますので、本会議は成立をいたしました。

これより、令和 7 年度第 1 回青梅市教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

日程第 2 会議録署名委員の指名

【教育長（橋本）】 初めに、日程第 2、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録の署名委員には、原島委員を指名いたします。

次に、本日の議事進行につきまして、日程第 3、教育長報告事項の 1、青梅市教育委員会事務委任規則第 3 条にもとづく専決処分の報告については、議事の都合上、本日審議される案件の最後に行います。

日程第 3 教育長報告事項

【教育長（橋本）】 それでは、日程第 3、教育長報告事項に移ります。

初めに、委員の皆様から御報告を頂戴したいと存じます。

本日は、杉本委員からお願いいたします。

【委員（杉本）】 私は、3 月 19 日の西中の卒業式に出席し、4 月 2 日の辞令伝達式、4 月 8 日、4 月 9 日の入学式に列席させていただきました。その際、とても心に響いたこととして、卒業式での中学 3 年生と、入学式での小学 1 年生を見たときとの差に、義務教育の大きさを思い知らされました。毎年のことですけど、特に今年は心に響きました。小学 1 年生から中学 3 年生まで見渡して、この義務教育の一番大事なところ。人間形成の一番根幹となるところを支えているのだなという実感を、改めて感じさせていただきました。その気持ちを持って、今年も関わっていきたいなというふうに思いました。

【教育長（橋本）】 ありがとうございます。原島委員、お願いいたします。

【委員（原島）】 私は、私用も含めてですが、3 月 19 日中学校の卒業式、3 月 24 日小学校の卒業式、そして 4 月 8 日の中学校の入学式、4 月 9 日小学校の入学式に列席させていただきました。

子どもが顕著に減っているなというのを、第七中学校と成木小学校に参加して特に感じました。

そのなかで、先生方や地域の方々のお声かけがとても温かくて、見守る体制、地域が一丸となつて子どもを育てていこうという言葉は、子どもたちにすごく響いたのではないかと思います。

代表者の挨拶を聞いていても、卒業式はこれまでの感謝、そして新たに旅立つ未来に対しての希望で、改めて子どもたちの未来を私たち大人が導き、共につくっていくというところで、本当に可能性しかないなというところに、とても感動しました。

私自身も改めて言動ですとか、子どもたちにそういった背中を見せて、共にこれからの未来を一緒につくり上げていきたいなというふうに思った次第です。

以上となります。ありがとうございました。

【教育長（橋本）】　ありがとうございました。百合委員お願いします。

【委員（百合）】　私は小学校の卒業式、中学校の入学式に列席させていただきました。入学式はとても暖かくて、こういう日が毎年続くといいなと感じるくらい桜もきれいに咲いていて、写真を撮っている親子を見ていると、こちらまで幸せな気持ちになりました。

最近、小学校も中学校も給食の始まりが早いと聞きまして、小学校1年生でも既に食べてから下校しているとお聞きしました。私は青梅市の給食はとてもおいしいと思っています。給食センターを見学させていただいたときでも、本当に皆さんがいろいろ考えて、給食を作っているのですが、児童・生徒には普段お家で食べていなかったりする食材や、食べたことのない料理に慣れてもらって、様々な土地や国の料理も知ってもらえたらいいなと思います。そして、栄養もしっかり取れて日々の生活の一部になるというのが理想です。

とにかく給食の時間だけでもいいので、学校というところが楽しみと思ってもらえるとうれしいと思いました。

以上です。

【教育長（橋本）】　ありがとうございました。徳長委員お願いします。

【委員（徳長）】　私は、霞台中学校入学式、霞台小学校入学式に列席しました。どちらの1年生もとても落ち着いていて、小学新1年生もじっと座っていて、途中で立ったり座ったりする子はいなかったのもとても落ち着いているなと思いました。

ただ、1点気になったのは、式が始まっても足を組んで、周りのことも気にせずずっと携帯を見ている保護者もいて、拍手も携帯を見ながらしていたりして、少し不安な感じがしました。

以上です。

【教育長（橋本）】　ありがとうございました。

それぞれ小・中学校の卒業式、入学式、大変ありがとうございました。入学式については日程を後ろ倒しにして、学校でしっかりと準備ができるように考えたつもりでございまして、特に大きな問題もなく行われました。御協力ありがとうございました。

新年度になって、校長会、副校長会も初回が既に終わっておりまして、新年度、新学期が動き出したという気持ちでございます。

今年度の周年記念は1校で、霞台小学校の50周年です。年明けの1月17日土曜日での開催と聞いておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

生涯学習分野も、4月になり、それぞれの行事が動き出しました。お手元にチラシをお配りしているかと思いますが、エクストリームスポーツパークについて、明日がプレオープンで、4月27日にオープニングセレモニーを実施します。オリンピック金メダリストの来場も予定されていますので、お時間があればぜひともお出かけいただければありがたいなと思っております。

今年度、事務局も新体制となりましたけれども、一生懸命勤めてまいりますので、令和7年度どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、教育長報告事項につきまして、順次御説明させていただきます。

2 令和6年度青梅市立小・中学校卒業式および令和7年度青梅市立小・中学校入学式の実施状況について（指導室・教育指導担当）

【教育長（橋本）】 初めに、教育長報告事項の2、令和6年度青梅市立小・中学校卒業式および令和7年度青梅市立小・中学校入学式の実施状況について説明いたします。

【指導室長（宇野）】 まず初めに、先ほど委員の皆さまからも御報告いただきましたが、令和6年度の卒業式並びに令和7年度の入学式に御出席いただきありがとうございました。

それでは報告資料の2、令和6年度市立小・中学校卒業式の実施結果について御報告いたします。

3月19日に中学校、3月22日に東小・中学校、3月24日にそのほかの小学校が卒業式を実施しております。式場内外での国旗掲揚およびピアノ伴奏による国歌斉唱等を全校にて適正に実施しております。

続きまして、令和7年度市立小・中学校入学式の実施結果について御報告いたします。

4月8日に中学校、4月9日に小学校の入学式を実施しております。入学式につきましても、卒業式と同様に適正に実施しております。東小・中学校におきましては、例年入学式は実施しておりません。

説明は以上でございます。

【教育長（橋本）】 説明が終わりました。御質疑等ございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

3 生涯学習フェスティバル～釜の淵新緑祭2025～における物品の販売行為等について（社会教育課）

【教育長（橋本）】 それでは次に、教育長報告事項の3、生涯学習フェスティバル～釜の淵新緑祭2025～における物品の販売行為等について説明いたします。

【社会教育課長（平岡）】 それでは、報告資料3を御覧ください。

釜の淵新緑祭を令和7年5月10日および11日に予定しております。新緑祭での物品販売を、釜の淵公園広場と文化交流センターで行っておりますが、毎年好評をいただいております。来場いただいた方にできる限り長い時間滞在をしていただき、多くの催しを御覧いただくためにも、こちらの物品販売は必要不可欠なものと認識しております。

裏面を御覧ください。

販売行為を行う団体、事業者名および販売品目については記載のとおりとなっております。販売価格については、実費相当額としており、およそ300円から1,000円で予定していると聞いてございます。これらの販売行為につきましては、新緑祭の開催目的の範囲内の事業内容であることから、

承認をしたいというふうに考えてございます。

また、釜の淵公園での販売行為につきましては、所管課である公園緑地課に承認を得て実施をしていきたいと考えております。

説明は以上です。

【教育長（橋本）】 説明は終わりました。

御質疑等ございましたらお願いいたします。

釜の淵公園と文化交流センターで、それぞれ出店事業者が決まっていたら教えてください。

【社会教育課長（平岡）】 小山製菓、いなりや、リアン、おうめクレープが文化交流センターでそれ以外の事業者が釜の淵公園で物品販売を予定しています。

【教育長（橋本）】 分かりました。ほかによろしいでしょうか。

4 青梅市立美術館空調等設備改修工事の進捗状況について（文化課）

【教育長（橋本）】 それでは、次に教育長報告事項の4、青梅市立美術館空調等設備改修工事の進捗状況について説明いたします。

【文化課長（原島）】 それでは、報告資料4の1、美術館改修スケジュールの資料を御覧ください。

表の上から2項目の空調設備改修工事から、4項目の電気設備改修工事の3つの工事につきましては、令和6年12月20日から令和8年3月16日までを契約期間として現在工事を進めております。

また、追加の工事といたしまして、5項目の内装改修工事を行うことになりまして、令和7年3月4日から令和8年3月16日までを契約期間として工事を実施してまいります。

さらに、6項目の収蔵庫改修、7項目の防犯カメラ更新、8項目の消防設備修繕につきましては、今年度予算で新たに契約し、令和8年3月までに実施する予定となっております。

次に、報告資料4の2を御覧ください。

こちらは、現在の美術館の改修状況の写真でございます。

まず、左上の駐車場につきましては、現在、工事業者の仮設事務所を設置しているほか、工事関係車両の駐車場となっております。また、右上の第一駐車場は、工事により発生する廃材等を保管するためのコンテナを置いております。左下の写真は、正面玄関の脇に工事業者の建設業許可票等を掲示しているところであり、右下の写真は、地下にございます機械室につきまして、粉塵等が飛散しないよう出入口を対策しているところであります。

説明は以上でございます。

【教育長（橋本）】 説明は終わりました。

御質疑等ございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

一時、停電時期があるということで、その間、職員は本庁で勤務しますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

5 第66回市民スポーツ大会および第78回東京都スポーツ大会の実施について（スポーツ推進課）

【教育長（橋本）】 それでは次に、教育長報告事項の5、第66回市民スポーツ大会および第78回東京都スポーツ大会の実施について説明いたします。

【スポーツ推進課長（中村）】 それでは、報告事項の5、第66回市民スポーツ大会および第78回東京都スポーツ大会の実施について御説明申し上げます。

報告資料5を御覧ください。

市民スポーツ大会は、市民の健康、体力づくりと競技力の向上を目指し、スポーツを通じた地域交流を図ることを目的とし、青梅市、青梅市教育委員会、青梅市スポーツ協会が共催で毎年開催しております。主に市内在住、在勤、在学の方を対象としたスポーツ大会であり、青梅市スポーツ協会に運営を委託し、加盟している各連盟、協会等が主管団体として実施しております。

本年度の第66回大会は、記載のとおり27競技で、4月から来年の3月までの期間、各会場で開催いたします。

次に、第78回東京都スポーツ大会春季大会参加者および第78回東京都スポーツ大会春季大会の日程会場一覧を御覧ください。

東京都スポーツ大会は、広く都民の間にスポーツを普及し、地域スポーツの振興と地区の友好親善を目的に東京都スポーツ協会および東京都が主催者となり、市区町村の対抗方式で行われるスポーツ大会であります。青梅市スポーツ協会に選手派遣を委託しておりまして、本年度の第78回大会は、全29競技のうち陸上競技などに監督、選手合計で227名が青梅市代表として参加いたします。

いずれも各競技の日程および会場につきましては、記載のとおりとなっておりますので、後ほどお目通しください。

【教育長（橋本）】 説明は終わりました。

御質疑等ございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

6 諸報告

(1) 事業等の実施予定について

生涯学習事業実施実施予定について（社会教育課・文化課）

(2) 事業等の実施結果について

ア 令和6年度後期青梅市教育委員会後援名義承認結果について（教育総務課）

イ 令和7年度第1回教育委員会付属機関の委員等に対する感謝状被贈呈者の決定について（教育総務課）

ウ 生涯学習事業実施結果について（社会教育課・文化課）

【教育長（橋本）】 それでは次に、教育長報告事項の6、諸報告でございますが、委員の皆様にはあらかじめお目通しいただいております。この際、御質疑等ございましたらお願いしたいと存じます。特によろしいでしょうか。

日程第4 協議事項

1 青梅市教育委員会事務点検評価有識者の委嘱について（教育総務課）

【教育長（橋本）】 それでは、次に日程第4、協議事項に移ります。

協議事項1を議題といたします。

青梅市教育委員会事務点検評価有識者の委嘱について、説明いたします。

【教育総務課長（榎戸）】 それでは、協議事項の1、青梅市教育委員会事務点検評価有識者の委嘱につきまして御説明申し上げます。

協議資料1を御覧ください。

青梅市教育委員会事務点検評価実施要綱第4項の規定にもとづき、事務点検評価有識者を2名委嘱しており、任期は2年間で毎年1名ずつを委嘱してございます。前年度まで有識者をお勤めいただきました埴水尾祐文氏の任期満了に伴い、新たに川窪公夫氏を委嘱しようとするものでございます。

経歴等につきましては、資料に記載のとおりでございます。

任期につきましては、令和7年4月1日から令和9年3月31日まででございます。

なお、もう1名の有識者は、参考として資料の下段に記載の浜中茂氏でございます。今年度の事務点検評価は、この2名の有識者をお願いし実施していこうとするものであります。

説明は以上です。よろしく御協議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

【教育長（橋本）】 説明が終わりました。御質疑等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、協議事項でございますので、お諮りをいたします。本件を承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 御異議ないものと認めます。よって、青梅市教育委員会事務点検評価有識者の委嘱については承認されました。

2 青梅市教育委員会青色防犯パトロールカーの貸出に関する規則の一部を改正する規則について（教育総務課）

【教育長（橋本）】 次に、協議事項の2を議題といたします。

青梅市教育委員会青色防犯パトロールカーの貸出に関する規則の一部を改正する規則について説明いたします。

【教育総務課長（榎戸）】 それでは、協議事項の2、青梅市教育委員会青色防犯パトロールカーの貸出に関する規則の一部を改正する規則について御説明いたします。

協議資料2を御覧ください。

初めに1の改正の理由であります。

道路交通法の一部を改正する法律の施行に伴い、運転免許証と個人番号カード、いわゆるマイナンバーカードの一体化を踏まえた規定の整備を行おうとするものであります。

次に、2の改正の内容であります。

青色防犯パトロールカーの使用申請において必要な添付資料として定められている運転免許証の写しのほかに、運転免許を受けている者であることを証するものを加えるものであります。こちらを補足いたしますと、法改正に伴い、現在、運転免許証の持ち方については、次の3つの方法が可能となっております。

1、運転免許証の免許情報が記録されたマイナンバーカード、いわゆるマイナ免許証のみを保有すること。

2、マイナ免許証と運転免許証の双方を保有すること。

3、従来の運転免許証のみを保有すること。

よって、今後、マイナ免許証を保有している運転者については、スマートフォンの専用アプリにより、読み取った免許情報のハードコピーを添付していただくなどの運用を想定しております。

最後に、3の施行期日につきましては、公布の日とするものであります。

本件を御承認いただけましたら、この後、議案として提出させていただき、御決定をいただく予定となります。よろしく御協議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

【教育長（橋本）】 説明が終わりました。御質疑等ございましたらお願いをいたします。特によろしいでしょうか。

それでは、お諮りをいたします。本件を承認することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 御異議ないものと認めます。よって、青梅市教育委員会青色防犯パトロールカーの貸出に関する規則の一部を改正する規則については承認されました。

3 令和7年度青梅市特別支援学級（知的固定）教科用図書採択要領について（指導室・教育指導担当）

【教育長（橋本）】 次に、協議事項の3を議題といたします。

令和7年度青梅市特別支援学級（知的固定）教科用図書採択要領について説明いたします。

【教育指導担当主幹（鈴木）】 それでは、令和7年度青梅市特別支援学級（知的固定）教科用図書採択要領について御説明申し上げます。

協議事項3を御覧ください。

初めに1の目的にありますように、この要領は、令和8年度から使用する特別支援学級（知的固定）の教科用図書の採択について、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の規定にもとづき、必要な事項を定めるものであります。

続いて、2の採択の基本方針についてであります。特別支援学級（知的固定）で使用する教科書については、必要のある場合は学校教育法附則第9条に規定された図書、いわゆる一般図書を採

択することができるものとなります。

3の採択の時期につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第14条に定めるとおり、令和7年8月31日までにを行います。9月1日以降、採択した教科書が発行されなくなった場合等と、新たに採択する必要が生じたときは、速やかに採択替えを行うこととします。

続きまして、4の採択のための組織および運営であります。協議資料3の補足資料とともに御覧いただきたいと思います。

また、4の(1)ですが、青梅市特別支援学級（知的固定）教科用図書検討委員会を設置してまいります。

2の検討委員会につきましては、記載のと通りの委員で組織してまいります。

(4)、(5)につきましては、検討委員会の委員が教科書の採択に関し、直接利害関係を有するなど、その任務を行うに不相当と青梅市特別委員会が認めた場合には、解任することができるということでもあります。

(6)につきましては、検討委員会の委員長および副委員長を置き、選定は委員の互選としてあります。

(7)につきましては、採択が行われるまで検討委員会の氏名等は部外秘とするということであり、ます。

(8)につきましては、検討委員会の所掌事項につきまして、アからエまで記載のとおりであります。

(9)につきましては、特別支援学級（情緒固定）においては、通常学級において使用する教科書と統一のものを使用いたします。

最後に、5の実施時期であります。本要領は令和7年4月18日から実施いたしまして、令和8年3月31日に廃止いたします。

説明は以上でございます。よろしく協議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

【教育長（橋本）】 説明が終わりました。御質疑等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りをいたします。本件を承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 御異議ないものと認めます。よって、令和7年度青梅市特別支援学級（知的固定）教科用図書採択要領については承認されました。

4 令和8年度に使用する青梅市特別支援学級（知的固定）教科用図書の検討について（指導室・教育指導担当）

【教育長（橋本）】 次に、協議事項の4を議題といたします。

令和8年度に使用する青梅市特別支援学級（知的固定）教科用図書の検討についてを説明いたし

ます。

【教育指導担当主幹（鈴木）】 ただいま御承認いただきました特別支援学級（知的固定）教科用図書採択要領の内容に関係することでございます。協議資料4を御覧ください。

令和8年度に使用する青梅市特別支援学級（知的固定）教科用図書の検討についてであります。

1の検討事項につきましては、令和8年度から使用する青梅市特別支援学級（知的固定）教科用図書の採択についてであります。

2の理由につきましては、令和7年度青梅市特別支援学級（知的固定）教科用図書採択要領にもとづきまして、教科用図書の採択について意見を求めるものであります。

3の報告時期につきましては、令和7年7月24日までということでございます。

説明は以上であります。よろしく御協議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

【教育長（橋本）】 説明は終わりました。

御質疑等ございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りをいたします。本件を承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 御異議ないものと認めます。よって、令和8年度に使用する青梅市特別支援学級（知的固定）教科用図書の検討については承認されました。

5 青梅市いじめの防止に関する条例の一部を改正する条例について（指導室・教育指導担当）

【教育長（橋本）】 次に、協議事項の5を議題といたします。

青梅市いじめの防止に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

【教育指導担当主幹（鈴木）】 それでは、協議資料5、青梅市いじめの防止に関する条例の一部を改正する条例要綱を御覧ください。

令和7年度より、市内全ての学校がいわゆるコミュニティ・スクールに移行したことにより、条例を改正するものであります。

初めに1、改正の理由についてであります。青梅市立学校運営連絡協議会に関し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定にもとづく、青梅市学校運営協議会への移行の完了に伴い、所要の規定の整備を行おうとするものであります。

2の改正の内容についてであります。資料の2枚目にある、条例の新旧対照表を御覧ください。

第21条第4項であります。

こちらが、(1)にありますとおり、学校運営連絡協議会を学校運営協議会に改めるものであります。

次に、(2)の、その他所要の規定の整備であります。第17条第2項に記載のある法律が改正することに伴い、法律名や条文を改めるものなどがそれに当たります。

3の施行期日につきましては、公布の日であります。

よろしく御協議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

【教育長（橋本）】 説明が終わりました。御質疑等ございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りをいたします。本件を承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 御異議ないものと認めます。よって、青梅市いじめの防止に関する条例の一部を改正する条例については承認されました。

日程第5 議案審議

議案第1号 青梅市立学校施設のあり方審議会委員の委嘱について

【教育長（橋本）】 次に、日程第5、議案審議に移ります。

議案第1号を議題といたします。

青梅市立学校施設のあり方審議会委員の委嘱について説明いたします。

【教育総務課長（榎戸）】 それでは、議案第1号、青梅市立学校施設のあり方審議会委員の委嘱について御説明申し上げます。

議案第1号を御覧ください。

青梅市立学校施設のあり方審議会委員の任期満了に伴い、新たに委員を委嘱しようとするものでございます。あり方審議会委員の委嘱につきましては、先月開催された令和6年度第14回教育委員会定例会において、条例第3条第1号の学識経験または専門的知識を有する者、第3号の青梅市立学校PTAの代表者、第4号の青梅市自治会連合会の代表者および第5号の主任児童委員の代表者をお認めいただいたところですが、その際、協議中であった第2号の青梅市立学校長および公募選考中であった第6号の市民について、それぞれ候補者が出揃ったことから改めてお諮りいただこうとするものでございます。

それでは、別紙、委員名簿を御覧ください。

表の上から2行目、3行目については、学校長の選出区分として、小・中校長会からの推薦をいただいた第二小学校の山崎尚史校長および第七中学校の田中明子校長を、その下には市民の選出区分として、榊貴久氏、島崎光政氏、関塚桂子氏および浅原葉子氏の6人でございます。

なお、市民委員の選出に際しては、住民基本台帳から無作為に男女各100人を抽出し、その候補者に対して依頼文を郵送した結果、20人の方から応募があり、その中から公開抽選により4人が選出されたものでございます。

最後に、委嘱期間につきましては、表の下に記載のとおり、令和7年4月1日から令和9年3月31日までといたします。

大変雑駁ではございますが、説明は以上でございます。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

【教育長（橋本）】 説明が終わりました。御質疑等ございましたら、お願いいたします。

これで14人が出揃うということですね。応募された20人の男女の内訳は分かりますか。

【教育総務課長（榎戸）】 男性が11人、女性が9人です。

【教育長（橋本）】 ありがとうございます。

ほかによろしいでしょうか。

それでは、これより採決をいたします。本件を原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 御異議ないものと認めます。よって、議案第1号、青梅市立学校施設のあり方審議会委員の委嘱については、原案のとおり可決されました。

議案第2号 青梅市青少年委員の委嘱について

【教育長（橋本）】 次に、議案第2号を議題といたします。

青梅市青少年委員の委嘱について説明いたします。

【社会教育課長（平岡）】 それでは、議案第2号、青梅市青少年委員の委嘱について説明いたします。

本議案は、任期満了に伴い、青梅市青少年委員の設置に関する条例第3条の規定にもとづき、新たに青梅市青少年委員の委嘱をするものであります。

1枚おめくりください。新たな委員名簿になります。

もう1枚おめくりいただきまして、こちらの左側が現在の委員、右側が新たに委嘱しようとする委員の名簿になっております。新任の委員は下から7番目、選出区分が新町小学校の澤田利夫氏、下から4番目、選出区分が今井小学校の山下伸司氏、一番下の選出区分が吹上小学校の本橋大輔氏となります。

なお、上から4番目、選出区分が第四小学校の委員は未定となっております。こちらは、現在決定に向けて調整中であり、現任以内に決定できる見込みとなっております。よって、この1名につきましては、第2回教育委員会定例会にて再度お諮りをさせていただきたいと考えてございます。

任期につきましては、令和7年5月1日から令和9年4月30日までの2年間であります。

よろしく御審議の上、御決定を賜りますようお願いいたします。

【教育長（橋本）】 説明が終わりました。御質疑等ございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、これより採決をいたします。本件を原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 御異議ないものと認めます。よって、議案第2号、青梅市青少年委員の委嘱については、原案のとおり可決されました。

議案第3号 青梅市美術館運営委員会委員の委嘱について

【教育長（橋本）】 次に、議案第3号を議題といたします。

青梅市美術館運営委員会委員の委嘱について説明いたします。

【文化課長（原島）】 それでは、議案第3号、青梅市美術館運営委員会委員の委嘱につきまして、御説明申し上げます。

本議案は、青梅市美術館条例第21条の規定にもとづき、青梅市美術館運営委員会委員を委嘱しようとするものでございます。

委嘱の内容でございますが、資料の表に記載のとおり、青梅市美術館条例第21条第3項第1号の学校教育関係者の1名について、前任者の退任に伴い推薦をいただきました方に委嘱しようとするものでございます。

また、資料を1枚おめくりいただきますと、現在の委員7名を左側に掲載し、今回の委嘱に係る改選後の委員1名を右側に記載した対照表を掲載しておりますので、御参照いただきたいと存じます。

上から1人目、学校教育関係者として、若草小学校長の濱岡明男氏に代わりまして、友田小学校長の藤原輝正氏を新たな委員として委嘱をさせていただこうとするものでございます。

前のページにお戻りいただきまして、任期につきましては、令和7年4月19日から前任者の退任期間であります令和8年10月6日まででございます。

よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

【教育長（橋本）】 説明が終わりました。御質疑等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、これより採決いたします。本件を原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 御異議ないものと認めます。よって、議案第3号、青梅市美術館運営委員会委員の委嘱については、原案のとおり可決されました。

次に、先ほど協議事項の2が承認されたことに伴い、議案が1件追加されるとのことであります。

つきましては本日の日程に、議案第4号、青梅市教育委員会青色防犯パトロールカーの貸出に関する規則の一部を改正する規則についてを追加したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 御異議ないものと認め、本日の日程に議案第4号を追加いたします。

議案書を配付いたします。

〔議案書（2）配付〕

議案第4号 青梅市教育委員会青色防犯パトロールカーの貸出に関する規則の一部を改正する規則について（追加）

【教育長（橋本）】 それでは、議案第4号を議題といたします。

青梅市教育委員会青色防犯パトロールカーの貸出に関する規則の一部を改正する規則について説

明いたします。

【教育総務課長（榎戸）】 それでは、議案第４号、青梅市教育委員会青色防犯パトロールカーの貸出に関する規則の一部を改正する規則について御説明申し上げます。

本案につきましては、先ほど協議事項２で御説明申し上げ、御協議いただき御承認を賜った規則の一部改正についての議案でございます。

内容等につきましては、先ほど御説明申し上げたとおりでございます。

よろしく御審議の上、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

【教育長（橋本）】 説明が終わりました。御質疑等がございましたら、お願いをいたします。よろしいでしょうか。

それでは、これより採決をいたします。本件を原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 御異議ないものと認めます。よって、議案第４号、青梅市教育委員会青色防犯パトロールカーの貸出に関する規則の一部を改正する規則については、原案のとおり可決されました。

【教育長（橋本）】 ここでお諮りをいたします。時間延長をしたいと思います但御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 それでは、時間延長することに決しました。

再 日程第３ 教育長報告事項

【教育長（橋本）】 次に、冒頭でお話をさせていただきましたとおり、議事日程を戻りまして、日程第３、教育長報告事項の１、青梅市教育委員会事務委任規則第３条にもとづく専決処分の報告についてを議題といたします。

本件は、青梅市小・中学校教職員の人事異動の決定に関し、青梅市教育委員会事務委任規則第３条の規定にもとづき、教育長の臨時代理をもって専決処分した事案の報告であります。

本件は、人事案件でありますことから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第７項および同条第８項の規定にもとづき、非公開としたいと思います。

つきましては、教育長報告事項の１を非公開とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 御異議ないものと認めます。よって、出席委員の３分の２以上の多数で議決をいたしましたので、非公開とすることに決定をいたしました。

ここで、関係する職員以外の退席を求めますが、ここで退席する職員については、この後再入場いたしませんので、御了承をいただきたいと思います。

退席する職員で、その他報告事項等ある方はいらっしゃいますか。

【スポーツ推進課長（中村）】 教育長からも冒頭に御説明いただきましたが、本日、机上に青梅市エクストリームスポーツパークのオープニングイベントに関するチラシを配付させていただきました。

当施設は、4月27日日曜日に正式にオープンいたします。当日は午前9時30分からオープニングセレモニーを行います。教育委員の皆様にも御案内をさせていただきましたが、御来賓をお招きしテープカットやプロスケーターによるデモンストレーションを予定しております。

プロスケーターの3名のうち、スペシャルゲストとして、パリオリンピック金メダリストの吉沢恋選手にも来場していただき、デモンストレーションの他、トークショーなども予定しているところでございます。オープニングイベントにふさわしいゲストが来場していただけることになりましたので、多くの方に御来場いただき、楽しんでいただけたらと考えております。

なお、明日19日はプレオープンとして、地元住民を対象として施設を無料開放し、施設見学とともに楽しんでいただく予定でございます。

以上です。

【教育長（橋本）】 エクストリームスポーツパークの説明が終わりましたが、御質疑等よろしいでしょうか。

それでは、ここで関係する職員以外の退席を求めます。

〔 退 席 〕

【非公開】

【公開】

【教育長（橋本）】 これより、会議を公開いたします。

以上で、予定された案件は全て終了いたしました。

そのほか何かありますか。よろしいでしょうか。

【教育長（橋本）】 それでは、今後の日程について教育総務課長から説明いたします。

【教育総務課長（榎戸）】 それでは、今後の予定について御説明申し上げます。

お手元の資料を御覧ください。

まず1件目、令和7年度教育施策連絡協議会についてでございます。

こちらにつきましては、記載のとおり4月下旬から5月末日ということで、オンデマンド配信による開催と東京都から通知がされております。詳細は東京都からの通知がまだ来ておりませんので、分かり次第御連絡いたします。

次に、2件目の青梅エクストリームスポーツパークオープニングセレモニーにつきましては、先ほどスポーツ推進課長が御説明申し上げたとおりで、4月27日午前9時30分から長淵の青梅エクス

トリームスポーツパークにて執り行われます。

最後 3 件目、第 2 回教育委員会定例会につきましては、5 月 2 日金曜日の午後 1 時 30 分から、会場を教育委員会会議室にて開催いたします。

以上でございます。

日程第 6 教育長閉議および閉会宣言

【教育長（橋本）】 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。これをもちまして閉会とさせていただきます。大変お疲れさまでした。

午後 3 時 55 分閉会

青梅市教育委員会会議規則第 26 条の規定により、ここに署名する。

青梅市教育委員会教育長

青梅市教育委員会委員